

業務指示書

ケニア国持続的森林管理のための能力開発プロジェクト (REDD+準備段階コンポーネント)

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等をJICAに提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年4月13日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 早山 恒成 Soyama.Tsunenari@jica.go.jp

質問に対する回答： 2016年4月18日 までにJICAホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：REDD+・森林管理に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括/国家森林モニタリングシステム（NFMS）/測定・報告・検証（MRV））】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：国家森林モニタリングシステムおよび測定・報告・検証に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ケニア及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 森林リモートセンシング/GIS】

- 1) 類似業務の経験：森林リモートセンシング/GISに係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ケニア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2016年5月2日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写5部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
機材費

() 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

() 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター(Centre Prive d' Urgence :CPU)」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(TZS1 = 0.052 円 , US\$1 = 114.01 円 , EUR1 = 124.67 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() プレゼンテーションは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： 5月10日(火) ～
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所： JICA本部 (麹町) 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

(○) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) 電話会議

上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/国家森林モニタリングシステム(NFMS)/測定・報告・検証
森林リモートセンシング/GIS

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

33.07 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年5月23日(月)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価 1 プロポーザルの評価基準」参照)。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>規程」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。
- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表

ケニア国持続的森林管理のための能力開発プロジェクト (REDD+準備段階コンポーネント)

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他 (実施設計・施工監理体制)		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/国家森林モニタリングシステム (NFMS) /測定・ 報告・検証 (MRV)	(32.00)	(13.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	1.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	3.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(13.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	(8.00)	(14.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	8.00	8.00
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 森林リモートセンシング/GIS	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

ケニアは乾燥・半乾燥地が国土の約 8 割を占めており、森林面積は国土の約 7% (2010 年現在) に過ぎないが、国内総エネルギーの約 70% を占める薪炭材の利用や農地転用により森林資源の荒廃が進んでいる。自然資源に依存して生活する住民が多いが、乾燥・半乾燥地が多いケニアにとって、森林面積の増大による自然資源の確保と維持は国家の重要な開発課題となっている。また、近年は気候変動の影響を最も受けやすい国の一つと考えられており、東アフリカ地域においては今後 100 年間で平均気温が 3℃ 上昇するとの試算もあり、干ばつなどの異常気象の頻繁な発生が懸念されている。よって、森林減少・劣化からの温室効果ガス排出削減 (REDD+ : Reducing emissions from deforestation and forest degradation) の推進や持続的森林管理に係る能力開発は、森林面積の増大のみならず、気候変動緩和策の観点からも重要な開発課題である。

ケニア政府は、2010 年に制定された憲法と国家発展計画である "Vision 2030" (2008 年) において、約 7% (2010 年現在) の森林被覆率を 2030 年までに 10% とすることを目標に掲げている。こうした中、ケニア政府は 2007 年に策定された国家森林政策の改訂作業を進めており、そのドラフトの中で持続的森林管理に向けて、森林の種類 (天然林、人工林、乾燥地林、都市林・路肩の植林、農地林) ごとに、政府として取り組む政策を明記し、特に農地内での農地林業については、国家目標である森林被覆率 10% の達成に向けて大規模な植林をコミュニティの土地及び私有地で進める必要があるとし、上述の土地での森林普及・技術サービスの促進などを記載している。

我が国はこれまで、1986 年に無償資金協力によりケニア森林研究所 (KEFRI: Kenya Forest Research Institute) 建設を支援して以来、KEFRI やケニア森林公社 (KFS: Kenya Forest Service) に対して、約 30 年にわたって社会林業の推進や乾燥地耐性育種の開発・研究などの技術協力を行ってきた。現在は、KEFRI を実施機関として、乾燥地・半乾燥地における郷土樹種の植林促進のための研究能力及び普及システムの強化を図る「気候変動への適応のための乾燥地耐性育種プロジェクト」(2012~2017 年) が実施されている。また、環境プログラム無償資金協力「森林保全計画」(2010~2013 年) により、KFS において 1990 年、2000 年、2010 年の衛星画像を基に土地利用図、土地利用変化図、森林被覆図の作成を支援し、REDD+ の国家森林モニタリングシステム (NFMS : National Forest Monitoring System) 構築にも資する協力が行われた。さらに、KEFRI は 1995 年から気候変動対策と社会林業普及手法に係る第三国研修を実施しており、現在、その第 5 フェーズである「気候変動に適応した社会林業」(2014~2018 年) に対しても我が国が支援している。このような背景を踏まえて、これまで森林分野で支援実績のある我が国に対して、本分野に関する関係者の持続的森林管理の能力強化にかかる技術協力の要請があった。

ケニアでは、これまでも様々な森林管理分野の開発協力は行われてきたが、前述の 2030

年までの森林被覆率 10%という大きな国家目標を達成するためには、地方分権化政策の一環として新たに森林普及の役割を担うことになった郡（カウンティ）政府職員の能力開発のみならず、環境・天然資源・地方開発権限省（MENRRDA：Ministry of Environment, Natural Resource and Regional Development Authorities）や、KFS等の職員を対象とした政策・実務レベルでの更なる能力開発も必要となってくる。そのため、JICA が詳細計画策定調査を 2015 年 11 月に実施し、2016 年 2 月 10 日に R/D が署名され、5 つの課題（①政策支援、②カウンティ政府の実施モデル構築のためのパイロット事業、③REDD+準備支援、④林木育種研究と⑤地域協力）に係る協力を行うことにより、中央及びカウンティ政府の持続的森林管理のための能力強化を図り、ケニアにおける森林被覆率 10%達成に向けた持続的な森林管理の促進に寄与するプロジェクトを実施することとなった。

2. プロジェクトの概要

（1） 上位目標

ケニアにおける森林率 10%達成に向けて、持続的な森林管理が促進される。

（2） プロジェクト目標

中央及びカウンティ政府の持続的森林管理のための能力が強化される。

（3） アウトプットおよび活動

[アウトプット 1]

1. 中央レベルにおける森林関連政策・戦略の実施・モニタリング能力が強化される。

[活動]

- 1-1. 既存及び計画されている森林関連の政策・戦略をレビューする。
- 1-2. 既存の森林関連の政策・戦略と現場レベルでのその実際の取組みとのギャップを分析する。
- 1-3. 関係者との協議を通して森林関連政策・戦略実施のためのモニタリングメカニズムを開発する。
- 1-4. 森林関連の政策・戦略を管理するためのモニタリングメカニズムを MENRRDA 及び KFS で実施し強化する。
- 1-5. 開発パートナーの活動を調和する。
- 1-6. NFMS を活用しプロジェクトの現場レベルでの活動を踏まえた政策レベルへの提言を作成する。

[アウトプット 2]

2. 選定されたカウンティ政府と民間団体、CBO（コミュニティ主体の組織）、NGO の能力がパイロット森林管理事業を通して強化される。

[活動]

- 2-1. パイロット森林管理事業実施のための実現可能性調査及びアプローチの試験を行う。
- 2-2. パイロットカウンティが改良苗木を活用した森林関連活動の促進のための森林管理実施計画を準備・実施することを支援する。
- 2-3. 改良苗木の活用促進のためにプライベートセクターと働くためのスキームの計画作成と実施を行う。
- 2-4. 改良苗木の使用を広げるため、パイロット活動のため NGO や CBO と連携する。
- 2-5. 上述のパイロット森林管理事業の実施を通して、REDD+パイロットプロジェクトの実現可能性を検証し、もし可能なようであればプロジェクトドキュメントを作成し、出資者を探す。

*パイロット森林管理事業とは、本プロジェクトの実施中に耐乾性樹種（メリアとアカシア）の普及をカウンティ政府、プライベートセクター、NGO、CBO を対象に行う事業のことである。他方、REDD+パイロットプロジェクトとは、その成果を検証し、本プロジェクトの終了後に新たに計画されるパイロットプロジェクトのことを指す。

[アウトプット3]

3. KFS における REDD+の準備段階のための技術的な能力が強化される。

[活動]

- 3-1. ケニアの国家森林モニタリングシステム（NFMS）を設計、開発、試験する。
- 3-2. NFMS を稼働・運用する。
- 3-3. 鉱業省の資源調査・リモートセンシング部（DRSRS : Directorate of Resource Survey and Remote Sensing）によって作成された 2014 年版土地利用図の精度のアセスメントを行う。
- 3-4. 1990 年、2000 年、2010 年、2014 年の土地利用図を基に土地利用変化図及び森林被覆変化図を作成する。
- 3-5. 排出係数の情報を集め、2014 年のカーボンマップを作成する。
- 3-6. 1990 年、2000 年、2010 年、2014 年の土地利用図を基に土地利用変化を分析する。
- 3-7. 関係者と共に FRL（Forest Reference Level: 森林参照レベル）を作成・評価する。
- 3-8. 森林被覆変化モニタリングを年に 1 度行う。
- 3-9. 2020 年の土地利用図を作成する。
- 3-10. 計測・報告・検証（MRV : Measuremen・Reporting・Verification）の新技术及び手法取得のため C/P をトレーニングし、ケニアにおける未来の MRV の将来的な開発に向けて試験する。

[アウトプット4]

4. KEFRI における耐乾性林木育種のための能力が改良される。

[活動]

- 4-1. *Melia volkensii* の採種園の質の改良を行う。
- 4-2. *Melia volkensii* の第二世代に向けて人口交配を研究する。
- 4-3. *Acacia tortilis* の採種林を改良する。
- 4-4. パイロットカウンティの採種園造成を支援する。
- 4-5. 改良種子及び改良苗木の業者をトレーニングする。

[アウトプット 5]

KEFRI における地域協力のための能力がサブサハラアフリカ地域における気候変動・旱魃のレジリエンス強化のための知識及びグッド・プラクティスの共有を通して強化される。

[活動]

- 5-1. 関連国と連携することにより、地域協力の枠組みと TOR をデザインする。
- 5-2. 地域協力会議及びフォーラムを開催する。
- 5-3. ケニアと周辺国からサブサハラアフリカの気候変動及び旱魃のレジリエンス強化のための優良事例情報を収集する。
- 5-4. 収集した情報を蓄積し、KEFRI のウェブサイト上にデータベースを構築する。
- 5-5. サブサハラアフリカの他国と収集された知見を共有し、技術を移転する。

(4) 対象地域

ケニア国全土

(5) 先方政府実施機関 (C/P 機関)

MENRRDA、KFS、KEFRI 及び、対象カウンティ政府 (但し、本業務の C/P 機関は KFS である)

(6) 日本側実施体制

長期専門家 3 名 (チーフアドバイザー/森林政策、業務調整/地域協力、森林普及)、短期専門家数名 (林木育種)、本契約による専門家

(7) 協力期間

2016 年 5 月～2021 年 5 月

3. 業務の目的

本プロジェクトは、MENRRDA、KFS、KEFRI 及び、対象カウンティ政府の職員に対して、政策支援、カウンティ政府の実施モデル構築のためのパイロット事業、REDD+準備

支援、林木育種研究、地域協力を行うことにより、中央及びカウンティ政府の持続的森林管理のための能力強化を図り、ケニアにおける森林率 10%達成に向けた持続的な森林管理の促進に寄与するものである。うち、本業務では REDD+準備段階の実施支援を行い、日本の協力を含んだ各ドナー及びケニア国内機関の過去の成果を有効活用する形で国家森林モニタリングシステムを構築し、その事業の実施を通して C/P 機関の能力強化を支援し、もって定期的な森林モニタリングのための体制を整備することを目的とする。

本業務は、以上を踏まえ、2(3)の活動 3-1~10、2-5 の一部に該当する業務を本プロジェクト関係者と共に実施し、プロジェクト目標達成に寄与することを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、2016年2月に先方政府との間で締結した R/D に基づいて実施される「持続的森林管理のための能力開発プロジェクト」の枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針および留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針および留意事項

(1) ケニア国政府関係機関の成果の活用

C/P 機関である KFS は、環境プログラム無償資金協力「森林保全計画」(2010~2013年)の実施機関であり、衛星画像を基に作成された 1990年、2000年、2010年の土地利用図、土地利用変化図、森林被覆図を有している。また、DRSRS¹では 2014年の土地利用図の作成を進めており、これらの成果を活用して、業務を実施すること。

(2) 他ドナー等の関連プロジェクトとの連携

他ドナー等により以下の協力が実施されている。本プロジェクトを開始するに当たっては、以下のプロジェクトをはじめとして関連のある取り組みを抽出し、それらとの連携・協力を図ることで、より効率的かつインパクトの高い協力となるよう留意すること。

※連携調整に係る検討が必要な関連事業

1) UN-REDD: ケニアは 2010年に UN-REDD のパートナーとなり、2012年より FAO、UNDP、UNEP の 3 機関による支援が開始された。この中で特に FAO は、現在、REDD+準備段階で重要な NFMS 構築および FRL 設定に関し「Kenya NFMS Road Map」のドラフト作成(フィンランド政府が支援する Miti Mingi Maisha Bora (MMMB) プロジェクトの中で 2012年に作成された「MRV (Measurement・Reporting・Verification) Road Map」のアップデート)を KFS とともに進めている。また、日本の環境プログラム無償資金協力

¹ DRSRS は土地利用変化図の作成に関して主導的な役割を持っており、KFS は森林に関する土地被覆図及び各種境界ポリゴン図作成等の役割を担っている。なお、環境プログラム無償資金協力「森林保全計画」では 2014年の土地利用図は作成していない。

「森林保全計画」において作成された土地利用図の正確性のアセスメントも実施中である。

2) フィンランド： フィンランド政府については、同じく MMMB プロジェクトの中で環境・天然資源・地方開発権限省 (MENRRDA) の「国家森林プログラム」作成を支援している。さらに国家森林モニタリングシステム (NFMS) の要素として重要な全国レベルの森林インベントリー作成に向けて、2015年12月に終了する「ICFRA:Improved Capacity in Forest Resource Assessment」プロジェクトの後継となる「National Forest Resources Assessment: NFRA」プロジェクトを、KFSと共に準備中である。

3) クリントン財団： ケニア政府は、「クリントン気候イニシアティブ」を実施パートナーとした「ケニアの土地ベースの排出推定システム (System for Land-based Emissions Estimation in Kenya:SLEEK)」を実施しており、その中で、鉱業省の DRSSRS における2014年土地利用図 (Tier2 レベル) の作成が進んでいる。

4) 世界銀行： 世界銀行の森林炭素パートナーシップ基金 (FCPF: Forest Carbon Partnership Facility) による REDD+レディネスプロポーザル (R-PP: Readiness Partnership Proposal) が2010年に承認されたが、その後、先住民族の土地問題について REDD+のセーフガードに抵触する状況とされ、R-PP 実施のためのケニアへの基金 (360万ドル) は、2015年11月時点で未だ拠出されていない。世界銀行は R-PP を通じた REDD+戦略策定支援は行わず、この部分を JICA も含めた他ドナーの支援に任せるとしている。

(3) 国内外の関連情報の適切な把握

REDD+に係る各種方法論や技術は国際的にも未だ検討段階にあり、かつケニア国内の知見の集積も不十分である。このため、本プロジェクトは、関連する国際議論やケニア国内の政策動向、技術開発の動向を適切に把握した上で、必要に応じて、それらを業務に反映させていくことが求められる。

(4) C/P のオーナーシップの確保

本業務は、業務実施のプロセスにおいて如何に C/P の能力を向上させるかが最も重要である。コンサルタントは、ケニア国側関係機関の主体性を尊重し、そのオーナーシップを引き出しながら、共同作業を通じて彼らが必要な能力を向上させ、自らそれらを活用していくことができるようにしていくプロセスについて十分意識・工夫するものとする。

(5) プロジェクトの柔軟性の確保

キャパシティー・ディベロップメントを目的とする技術協力プロジェクトでは、C/P のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、業務全体の進捗、アウトプットの発現状況を把握し、必要に応じ業務の方向性について、適宜 JICA に提言を行うことが求められる。JICA は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置

(先方 C/P との合意文書の変更、契約の変更等) を取ることとする。

(6) 本プロジェクト関係者との連携

本プロジェクトでは、3名の長期専門家(チーフアドバイザー/森林政策、業務調整/地域協力、森林普及の長期専門家)を派遣予定である。現地での活動に際しては、チーフアドバイザーはじめプロジェクト関係者と十分協議の上、業務を行うこととする。特に、現地に不在となる期間の技術面でのバックアップやモニタリングは長期専門家との連携が不可欠となるため、十分に情報共有を行うよう留意する。

6. 業務の内容

(1) 活動 3-1~10、2-5 の一部にかかる業務

1) NFMS に関する活動(活動 3-1、3-2)

NFMS の構築に際しては IPCC の最新のガイダンス・ガイドラインを利用して、MRV の各要素を組み込んだ国レベル(若しくは準国レベル)の堅固で透明性の高いシステムにする。また、ケニアの主権、開発目標や持続的発展、貧困削減等の他の政策との整合性、セーフガードについても勘案する。C/P 機関の関係者は NFMS の内容をイメージ出来ていない状況であるので、他国の事例を見せながらケニアの事情と C/P 機関の要求を正確に把握し、データ作成のノウハウの技術移転を意識しつつシステムを構築していく。具体的な活動は以下のとおり。

(ア) NFMS を設計、開発、試験する。

Kenya NFMS Road Map Internal Draft 等の既存の資料や他ドナー等の取り組み、ケニアにおける既存の森林モニタリング体制等を分析した後、NFMS の骨格を設計し、C/P と共に具体的な内容や更新方法を開発し、試験運用させる。

(イ) NFMS を稼働・運用する。

上述の試験運用させた後、実際に NFMS を稼働させ、持続可能な体制で運用させる。

(ウ) NFMS を改善する。

(イ) の稼働と運用を通して改善の必要性が出てきた場合や新たに対象とすべき情報が加わった場合は、NFMS を改善し、プロジェクトの終了後も NFMS を必要に応じて改善していく体制を構築する。

*NFMS の中身の中心は後述のリモートセンシングによる森林被覆変化モニタリングシステムであるが、REDD+に係る FRL、MRV、国家インベントリー等のデータも含め、随時、更新していくこととする。国家インベントリー作成に係る活動に関しては本業務の中に含まれないが、ケニア国内の関係機関、他ドナーから情報を入手し、NFMS の中に組み込んでいくこととする。

2) 各種地図作成に関する活動 (活動 3-3、3-4、3-9)

- (ア) DRSRS によって作成された 2014 年版土地利用図 (Tier2 レベル)²の正確性のアセスメントを行う。DRSRS が作成している 2014 年版土地利用図は、環境プログラム無償資金協力「森林保全計画」で作成された 1990 年、2000 年、2010 年の土地利用図 (Tier1 レベル) とは、分類区分および分類手法が異なる。そのため、2014 年版の土地利用図の正確性を検証する際に上記の違いを考慮して評価を行う。
- (イ) 上記 (ア) を踏まえ、ステークホルダとの協議の上、環境プログラム無償資金協力「森林保全計画」で作成された土地被覆図の区分と合致する 2014 年度版の土地被覆図を作成する。この過程で分類区分が少なくなることから、2014 年版を用いた排出量計算結果との整合性を維持するために、土地被覆毎に掛け合わせる排出係数についても、ステークホルダと協議の上、数値を決定する
- (ウ) 1990 年、2000 年、2010 年、2014 年の土地利用図を基に土地利用変化図及び森林被覆変化図を作成する。
- (エ) 2020 年の土地利用図 (Tier2 レベル) の作成指導を KFS の職員に対して行う。

2020 年の土地利用図の作成に関しては衛星画像を入手し、グラウンドトゥルス (現地調査) の実施指導は行うが、土地利用図の完成についてはケニア側の実施とする。

3) FRL に関する活動 (活動 3-5、活動 3-6、活動 3-7)

- (ア) 排出係数の情報³を集め、2014 年のカーボンマップを作成する。
- (イ) 1990 年、2000 年、2010 年、2014 年の土地利用図を基に土地利用変化を分析する。
- (ウ) 関係者と共に FRL を作成・評価する。

排出係数は基本的に Tier 1 の IPCC の係数を使うことになるが、Tier2 から Tier1 へグレードダウンする際のギャップを埋めるためには、関係者と協議のうえ、DRSRS と KFS が持っている係数を利用する。FRL の作成・評価については、国情は加味しない想定で提案・積算すること。なお、関係者との協議の結果、国情の加味が必要であると判断され、追加の作業が必要になった場合は契約変更によって対応することとする。

4) 森林被覆変化モニタリング (ケニア国全土) に関する活動 (活動 3-8)

わが国の環境プログラム無償資金協力「森林保全計画」(2010 年~2013 年)にて、KFS 森林計画・森林情報システム課に GIS およびリモートセンシングデータの解析・マップ化・共有を行うためのハードウェア・ソフトウェア一式がシステムとして既に導入されている。

²本業務に係る専門家は電子データにより、土地利用図のデータを DRSRS から受け取ることが出来る。

³ 排出係数の情報に関しては、DRSRS と KFS から入手できる。

本業務では、既存システムとの統合性を確保するために C/P 機関と協議の上、リモートセンシングデータによるモニタリング機能を設計、開発および試験を行う。モニタリングに際しては、落葉樹木の展葉から落葉までの時期を考慮し、リモートセンシングデータを入手・解析を実施する。この森林被覆変化モニタリングに関する活動は NFMS 構築の一環として行われ、NFMS の中に組み込みながら本活動を行う。

5) MRV 研修に関する活動 (活動 3-10)

REDD+におけるリモートセンシング利用のガイドラインとして、現在、2006 IPCC ガイドラインに準拠した GOF-C-GOLD 発行の GOF-C-GOLD Sourcebook、GEO GFOI 発行の Methods and Guidance (MGD)および我が国の森林総合研究所発行の REDD プラス COOKBOOK があり、事実上の標準として利用されている。MRV 研修を実施する際には、上記のガイドラインに従った内容とする。研修の具体的な活動は以下のとおり。

- (ア) C/P 等に対して、MRV に係る必要な技術を取得するための研修計画の策定を行う。
- (イ) MRV に関する能力向上のための研修用教材を作成し、研修を実施する。
- (ウ) MRV 研修のレビューを行い、研修内容を改善する。
- (エ) MRV 研修で紹介した新技術及び手法は NFMS にも反映させる。

MRV 研修に関しては 2019 年まで毎年行う (計 4 回)。研修対象者数は 1 回当たり 10~15 名程度が想定されるが、実施状況を踏まえて適宜変更する。研修内容は、Measurement・Reporting・Verification の全てを含め、既存の MRV の手法を分析し、研修計画を C/P と協議後に決定していくこととする。

6) REDD+パイロットプロジェクトに関する活動 (活動 2-5)

- (ア) 別途派遣される長期専門家が実施する森林管理に関するパイロット事業の情報を基に、長期専門家と共に REDD+パイロットプロジェクト実施の実現可能性を検討する。
- (イ) REDD+パイロットプロジェクト実施の実現可能性が確認できた場合は、簡易なプロジェクトドキュメント案を作成する。実現可能性が低い場合は、その理由を纏めた報告書を作成する。

*REDD+パイロットプロジェクト実施の実現可能性の検討時期は成果 2 (カウンティ政府と民間セクターを通してパイロット活動) の進捗に左右されるが、現時点では、長期専門家はプロジェクトの 3 年目から検討を開始し、実現可能性が確認できた場合は本業務の専門家が 5 年目に簡易なプロジェクトドキュメントを作成することを想定している。長期専門家と本業務の専門家の役割分担については、成果 2 に係るパイロット活動を実施し、その成果を取りまとめ、出資者を探すのは長期専門家の役割とし、REDD+の視点を含んだ

簡易なプロジェクトドキュメント案を作成するのは本業務の専門家の役割とする。

*森林管理に関するパイロット事業が開始されていない現段階では、REDD+パイロットプロジェクト実施の実現可能性に関して判断することは出来ない。そのため、今回のプロポーザルでは、本活動に係る積算は行わず、森林管理に関するパイロット事業の結果が開始後、REDD+パイロットプロジェクト実施の実現可能性について判断できる段階で、必要に応じ契約変更により対応することとする。

(2) 全般的な業務

1) 業務計画書、work plan の作成

R/D 及び M/M を踏まえ、事業実施方針を明確にするとともに、関連資料・情報を収集し、それらの分析を行う。これらに基づき業務計画書（案）、work plan（案）（業務計画書を翻訳したもの）を作成し、JICA 地球環境部に説明する。JICA からのコメントを踏まえ業務計画書、work plan を最終化し、提出する。また、現地派遣後、JICA ケニア事務所及び本プロジェクトの長期専門家に対して業務計画書を説明するとともに、ケニア側 C/P 機関に work plan を説明し、了承を得る。さらに関連他ドナー及び DRSRS 等の国内関係機関に対して、work plan を説明し、意見交換を行い、連携可能性についても検討する。また、関連他ドナー及び国内関係機関の活動実績をレビューし、成果、問題点等を整理し、必要に応じて work plan を修正する。

2) 会議の出席・開催

(ア) 以下の会議に出席し、関係者と必要な協議を行う。

a) 合同調整委員会 (JCC)

b) 重要事項等の検討のために必要に応じて開催されるその他の会議（日本国内での会議を含む）

(イ) 以下の会議を開催し、会議資料及び議事録の作成・提出を行う。また、会議を円滑に進めるため、視聴覚機材の活用等を図り、問題事項、方針等の要点を明瞭かつ簡潔に説明する。なお、これらの会議については上記 JCC 等と同時に開催される場合は当該会議内で報告等を実施することとする。

a) 業務進捗報告書に基づく進捗報告ならびに今後の実施方針・計画の検討に関する会議（業務進捗報告書提出時）

b) 業務完了報告書に基づく業務活動報告に関する会議（業務完了報告書提出時）

3) モニタリング

本業務においては JICA が定める「技術協力等モニタリング執務要領」（配布資料）に基づきプロジェクトのモニタリングを行う。プロジェクトにおいては日本人専門家が C/P と

ともに JICA 所定のモニタリングシートにて、事業モニタリングを行う。コンサルタントは担当分野のモニタリングシートの作成を行い、別途派遣されるチーフアドバイザーが全体を取りまとめる。

モニタリング事項は、活動報告のみならず、成果発現状況（、解決すべき実施上の課題・懸案事項、プロジェクトの進捗・成果に正または負の影響を及ぼす外部要素を含み、これら業務を C/P と共同で確認・記録すること。

モニタリングシートは、「7. 成果品等」に記載されるとおり、6 か月毎に C/P 機関と共同で作成し、JICA ケニア事務所に提出する（提出はチーフアドバイザーが行う）。

4) 業務進捗報告書の作成

ケニアの予算年度に合わせて、毎年 6 月までに C/P と共同で業務進捗報告書を取りまとめ、JICA 及びケニア側実施機関に提出する。なお、様式はモニタリングシートに準じ、同報告書には、次年次（ケニアの予算年度）の活動計画につき具体的に記載した年度業務計画書（work plan）案を含むこととし、当該年度の現地での活動を開始する前までに JICA 地球環境部から内容の承認を得る。同報告書は、JCC 等の定期会合にて報告するものとする。

5) 機材調達に係る業務

本業務においては、詳細計画策定調査団によって作成された調達機材リスト案（配布資料（9）のうち、下記の機材の調達業務を含める。調達する機材の最終的な確定については、プロジェクト開始後、C/P と最終的な機材、仕様、数量等について調整を行い、調達機材リスト修正案を JICA へ提出し、JICA と協議のうえ、内容を決定する。その際、GIS・リモートセンシングソフトウェア等については、C/P 機関等が使用している関連機材との互換性・親和性に十分留意し、決定すること。機材の調達に当たっては、「委託契約等における機材調達・管理ガイドライン（2012 年 4 月版）」に基づき、同機材の調達を行う。

- (ア) Geo-information data software
- (イ) Geo-information data base software option for spatial data management
- (ウ) GIS sever software
- (エ) Geo-infomation data base server
- (オ) Data strage server
- (カ) Rack for server
- (キ) Windows server 2008 r2 softwares licence
- (ク) UPS

上述以外の調達機材リスト案中の機材に関しては JICA ケニア事務所が調達する。これらの機材について、コンサルタントは、入札図書、契約書／発注書（案）、機材仕様書（銘柄

指定の場合は、「銘柄指定理由書」を含む)を作成し、予定価格の積算、参考見積りの取付け、応札書類の評価および納品検収を行うことにより、JICA ケニア事務所が行う調達業務を支援する。

また、その他業務上必要な機材が生じた場合は、受注者は C/P 及び JICA と協議の上、具体的な機材、仕様、数量等を決定し、必要に応じて契約変更のうえ、「委託契約等における機材調達・管理ガイドライン」に基づき、機材を調達する。

機材調達にあたってはプロジェクト終了後も先方機関で維持管理が可能なものであるかを十分確認すること。

6) 広報活動

活動内容及びその成果がケニア内外に広く正しく理解されるよう、別途派遣される長期専門家とも協力しつつ、効果的な広報に努める。コンサルタントが担当する分野における広報活動の方針、具体的な内容、使用媒体と活用方法等について、現時点で想定する内容をプロポーザルにて提案すること。

7. 成果品等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、以下のうち④業務進捗報告書及び⑤業務完了報告書とし、それぞれ(2)の技術協力成果品を添付するものとする。

報告書等の名称	部数・言語等	提出時期
①業務計画書	和文3部、電子データ	契約日から起算して10営業日以内
②work plan	英文8部(先方へ5部)、 電子データ	初回現地業務開始時
③モニタリングシート	英文4部、電子データ	・Ver. 1: 現地派遣後(1か月以内) 以降、6か月ごとに提出 ・最終のモニタリングシートは案件 終了2か月前に提出
④業務進捗報告書	英文8部、電子データ	毎年6月
⑤業務完了報告書	和文3部 英文8部 CD-R(和文・英文)3部	2021年5月

⑤業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする(③)

モニタリングシートの和文は電子データのみで可)。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

各報告書の記載項目（案）は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、JICAと受注コンサルタントで協議、確認する。

1) 業務計画書

共通仕様書第6条に基づき作成。

2) work plan

上記1)の英語版

3) モニタリングシート

本契約に係る活動3-1～10、2-5の一部に関する業務に関して取り纏め、チーフアドバイザーが中心になって作成するモニタリングシートの作成に協力する。

4) 業務進捗報告書

様式、項目は上記3)モニタリングシートに準じて作成。対象期間はケニアにおける当該年度とする。また、次年度の計画案も添付する。

5) 業務完了報告書

「技術協力等モニタリング執務要領」に基づき作成。特記すべき事項があれば別紙を添付。また直近のモニタリングシートもしくは業務進捗報告書提出以降に作成された「(2)技術協力成果品」の成果品があればそれらも添付。

(2) 技術協力成果品

以下の成果品をモニタリングシート、もしくは、業務進捗報告書、業務完了報告書に添付し、電子データとともに提出する（下記成果品作成後に提出される報告書等に添付）。

名称	部数
土地利用図・土地利用変化図・森林被覆変化図作成マニュアル（リモートセンシング分析・森林タイプ区分・グラントツールズ等を含む）	和文1部 英文6部（先方へ5部） 電子データ（和・英）
国家森林モニタリングシステムの利用・運営管理のためのマニュアル及び設計書	和文3部 英文8部（先方へ5部） 電子データ（和・英）

国家森林モニタリング計画書	和文 3 部 英文 8 部（先方へ 5 部） 電子データ（和・英）
デジタル画像集	CD-R 2 セット

（3）コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、共通仕様書第 7 条に規定されているコンサルタント業務従事月報を JICA に提出する。先方と文書にて合意したものについても、月報に適宜添付の上、JICA に報告するものとする。また、業務従事期間途中の帰国時には、以下の内容を含む簡易な業務報告を作成し、JICA に報告・提出する。

- 1) 活動進捗・今後の計画（業務フローチャート含む）及び当面の課題
- 2) 活動に関する写真

（4）報告書作成にあたっての留意点

- 1) 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述し、必要に応じ図や表を活用する。また、英文等の外国語についてもネイティブ・スピーカー等によるチェックを十分に行い、読みやすいものとする。報告書本文中で使用するデータ及び情報については、その出典を明記する。また、報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。
- 2) 各報告書には、業務実施時に用いた通貨換算率とその適用年月日及び略語表を目次の次の頁に記載する。
- 3) 報告書が主報告書と資料編の分冊形式になる場合は、主報告書とデータの根拠（資料編の項目）との照合が容易に行えるよう工夫を施す。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程計画

2016年5月下旬より業務を開始し、2021年6月を目途に業務完了報告書（最終）を作成・提出する。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

（1）調査人月

全体 50 MM（うち国内作業は 2MM）

（2）調査団員構成案

業務従事者の構成分野は以下を想定している。

なお、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、明確な理由とともにプロポーザルにて提案すること。また、下記の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- 1) 総括/NFMS/MRV (2号)
- 2) 森林リモートセンシング/GIS (3号)
- 3) FRL
- 4) データベース
- 5) 森林リモートセンシング/GIS 補佐

3. 対象国の便宜供与

M/M 及び R/D を参照のこと。

4. 配布資料

- (1) 要請書
- (2) 先方政府との合意文書 (M/M、R/D)
- (3) 詳細計画策定調査報告書
- (4) 技術協力等モニタリング執務要領
- (5) Report on National Forest Resource Mapping and Capacity Development for the Republic of Kenya Volume 1 (Inception)
- (6) Report on National Forest Resource Mapping and Capacity Development for the Republic of Kenya Volume 2
- (7) Kenya NFMS Road Map Internal Draft
- (8) Mapping Consultant's Service, Forest Preservation Programme, Kenya

(9) 詳細計画策定調査時の調達機材リスト案

5. 機材の調達

本業務においては「6. 業務の内容 (2) 5) 機材調達に係る業務」に記載のとおり、機材調達を行う。その調達費用として機材リスト案の仕様を参考に 15,000 千円を超えない範囲で見積もること。機材費については別見積もりとする。

6. その他特記すべき事項

(1) 複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。なお、契約期間分けについては、コンサルタントが適切と考える期間をプロポーザルにて理由とあわせて提案することができる。

(2) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA ケニア事務所、日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れると体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

(3) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上